

告 示

埼玉県選管告示第三号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成五年埼玉県選管告示第三十号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。